

# 平成30（2018）年度農地中間管理事業評価

令和元（2019）年6月25日

農地中間管理機構評価委員会

## 1. 貸借実績について

平成30（2018）年度の栃木県の担い手への農地集積面積は64,434haであり、集積率は昨年より1%アップし、52%となった。

このうち機構を活用した実績は、5,022haで、平成30（2018）年度増加面積は、1,124haであり、前年比75%となり減少した。

これは、地域ぐるみの機構活用において、これまでの集落営農法人化を契機とした取り組みや農地整備事業と連携した取り組み等が一巡したことが要因かと思われる。

## 2. 事業の推進について

機構では、66団体に相談窓口を設置、41団体と業務委託契約を締結し事業の推進を図っているが、市町毎の取り組みには温度差があるのが現状である。

また、当初から課題である機構の事務手続きの煩雑さ等については、機構法の改正により改善され、利用しやすいものになるとと思われる。

## 3. 今後の課題等について

機構法の改正で、「人・農地プランの実質化」に向け、地域の実態把握のための営農調査等を基に地図情報を作成し、地域での話し合いを促進するとともに農業委員会の役割を明確化した。

県では、「令和元年度人・農地プラン重点推進方針」及び農地中間管理事業推進方針の中で、①人・農地プラン「実質化」に向けた話し合いの促進②農地利用最適化推進委員による地域の話し合い等への参加③農業委員会と農地中間管理機構との連携体制の確立を重点推進ポイントとしている。

従来の人・農地プランは、計画範囲が広く、地域のリーダーの不在や担い手不足等地域での話し合いは十分でないものもあった。

この実質化の機会は、地域単位でどのような問題があるか、担い手単位でどのような問題があるかをあぶり出し、話し合いをする最後のチャンスであると思われる。多面的機能の取り組みや地域の共同活動の場等、人が集まる機会を活用して今後の地域の在り方に関して話し合いを行える仕組みを関係者が一体となり確立させるべきである。

また、今後担い手の高齢化等を考えた時、市町村単位の直営事業等、突然の事態にも対応できるような保険的なシステムの構築を考えていく必要があるのではないかと。

## 4. 総合評価

法改正により、農地利用円滑化団体との統合一体化もあることから、各関係機関との連携体制を確立することが重要である。

今後一層の農地集積には、人・農地プランの実質化に併せて、土地利用型園芸振興の取り組みや農業農村整備事業における機構の活用、新たな担い手の確保育成と併せた機構活用を進めていく必要がある。

加えて、農地中間管理事業は、事業が拡大するほど人件費等の経費がかさみ、事業収支で赤字が発生する仕組みとなっている。国による支援強化等を要望すべきである。